

# 公益の風 #19



東北公益文科大学 准教授  
樋口 恵佳

① 私たちと国際法は関係あるか

国際法の最初の授業では、「国際法は私たちに関係あるか」という内容で講義をすることになっている。

国際法は法学の一分野で、条約や慣習国際法を扱う学問である。高校公民の範囲で履修する国際法の知識は、国家主権、領土・領海・領空、国際連合やその下部機関の名前、国際人権条約の名前などである。学生は、このわずかな知識から、講義を通じてさらに広げて深い国際法の海へ漕ぎ出すことになる。

国際法とは国と国との国際約束を扱うもので、国を拘束する。例えば国と国との間で条約を結べば、それは国際法である。法であるので、国は、国際社会に対してその約束

## 「我々と世界とをつなぐ国際法」

を「遵守した」と言えなければならぬ。特に日本のような国は、条約を結ぶ際に、国内法を新しく作りたり、既存の国内法を改正したりして条約に対応させる。これは、国際社会に向けて「日本は条約を遵守した」と言えるようにするためである。

さて、そのようにして立法あるいは改正された国内法の内容は、国、都道府県、市町村の政策に反映されていく。そして、我々市民の生活に影響を及ぼすのである。

例えば、2013年に採択された「水銀に関する水俣条約」という条約がある（熊本県で開催された国際会議で採択されたため、会議の地の名前をとって水俣条約という名前がついている）。

日本はこの条約に対応するため、水銀汚染防止法という法律を新設した。この水銀汚染防止法の第16～17条では、適正に水銀使用製品を回収するために国や市町村が必要な措置を講ずる、という規定がある。

さて例えば酒田市では、2020年4月1日から水銀ごみを分別回収している。ごみカレンダーに黄色いマークが増えたことにお気づきの市民も多かろうと思う。面倒が増えたと思われる

かもしれないが、実は日本が締結している条約の実施に関わっている措置である。ぜひ分別回収に取り組みたい。

2022年の11月、大学院にてSDGs講座の講師を務める機会に恵まれた。ここでは、SDGsの目標14（海をきれいにしよう）の講義を実施したので、少しだけ紹介したい。

SDGsの目標14は、海洋汚染、生態系の崩壊（魚の乱獲によるものを含む）、海洋酸性化などの「海洋への危機」へ対処しよう、という目標である。庄内も、海沿いの地域ということで関係が深い目標と言えるだろう。これら「海洋への危機」に対処するための国際法は数多く存在し、条約がある分野ではおおむね汚染低減の成果が認められている。

ただし、国際法の整備が不十分な分野も存在する。例えば、固形廃棄物による汚染の分野である。

固形廃棄物による海洋汚染（いわゆる「海ごみ」）については、効果的な規制の根拠となるデータ不足が指

摘されている。というのも、SDGs目標14の達成状況を評価するための指標（indicators）として、国連は「プラスチックごみの密度」を指定している。にもかかわらず、評価の基礎となる観測データが世界的に不足している状態であるとされている。このため、定期的に観測を行い、報告を行うためのグローバルな仕組みづくりが求められている。

なお、2022年5月には、このような仕組みを作るため、国連環境総会において条約作成の作業が開始した。この条約も、水銀に関する水俣条約のように、我々市民の生活に関わってくるかも知れない。今後の展開に注目したいところである。

1. 国際法は国内の法政策（身近な生活）に関わるから  
国際法と国内法の関係イメージ



「国際法講義 第1回スライドより、国際法と国内法の関係イメージ」